

会議録第 32 号 (17 の 32)

五戸町議会第 32 回定例会会議録

令和 5 年 6 月 15 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第32回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1

□6月15日（木曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	6
高奥浩明議員の仮議席の指定	6
議席の一部変更	6
高奥浩明議員の議席の指定	6
休憩・開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
高奥浩明議員の常任委員の選任	7
報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで一括議 題	7
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	8
休会期間の決定	12
散会	13

□6月19日（月曜日）第2号

議事日程	15
------	----

本日の会議に付した事件	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局出席職員氏名	1 5
説明のため出席した者の職氏名	1 5
開議	1 7
諸般の報告の朗読省略	1 7
一般質問	
◎鈴木隆也君（一問一答）(1)農業支援について (2)子育て支援について	1 7
答弁（町長 若宮佳一君）	1 8
同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君）	2 1
○鈴木隆也君（再質問）(1)農業支援について	2 2
答弁（農林課長 小村隆幸君）	2 3
○鈴木隆也君（再質問）(1)農業支援について	2 3
答弁（農林課長 小村隆幸君）	2 3
○鈴木隆也君（再質問）(1)農業支援について	2 3
答弁（町長 若宮佳一君）	2 4
○鈴木隆也君（再質問）(2)子育て支援について	2 5
答弁（総合病院事務局長 上山貴久君）	2 6
○鈴木隆也君（再質問）(2)子育て支援について	2 6
答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君）	2 7
○鈴木隆也君（再質問）(2)子育て支援について	2 8
答弁（町長 若宮佳一君）	2 9
○鈴木隆也君（再質問）(2)子育て支援について	2 9
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されること による農業生産者への影響について (2)喫緊の課題 と言える少子化対策について	3 0
答弁（町長 若宮佳一君）	3 1
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 4

答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 5
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 5
答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 5
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 5
答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 6
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 6
答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 7
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 7
答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 7
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 7
答弁（税務課長 小野寺克仁君）	3 8
○豊田孝夫君（再質問）(1)インボイス制度が令和5年10月に導入されることに よる農業生産者への影響について	3 8
答弁（農林課長 小村隆幸君）	3 8
○豊田孝夫君（再質問）(2)喫緊の課題と言える少子化対策について	3 9
答弁（健康増進課長 川村 豊君）	3 9
○豊田孝夫君（再質問）(2)喫緊の課題と言える少子化対策について	4 0
答弁（健康増進課長 川村 豊君）	4 0
同じ（住民課長 赤坂和浩君）	4 0
○豊田孝夫君（再質問）(2)喫緊の課題と言える少子化対策について	4 0
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森崇君）	4 1
○豊田孝夫君（再質問）(2)喫緊の課題と言える少子化対策について	4 1
◎川村浩昭君（一問一答）(1)五戸町内歩道について (2)五戸総合病院について (3)防災について	4 2
答弁（町長 若宮佳一君）	4 3

○川村浩昭君（再質問）(1)五戸町内歩道について	4 5
答弁（建設整備課長 小保内一典君）	4 6
○川村浩昭君（再質問）(1)五戸町内歩道について	4 6
答弁（町長 若宮佳一君）	4 6
○川村浩昭君（再質問）(2)五戸総合病院について	4 7
答弁（総合病院事務局長 上山貴久君）	4 7
○川村浩昭君（再質問）(2)五戸総合病院について	4 8
答弁（総合病院事務局長 上山貴久君）	4 8
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	4 8
答弁（建設整備課長 小保内一典君）	4 9
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 0
答弁（建設整備課長 小保内一典君）	5 0
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 0
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	5 1
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 1
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	5 2
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 2
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	5 2
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 2
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	5 3
○川村浩昭君（再質問）(3)防災について	5 3
散会	5 3

□6月20日（火曜日）第3号

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 6
事務局出席職員氏名	5 6
説明のため出席した者の職氏名	5 6

開議	5 8
報告第 4 号から報告第 7 号まで並びに議案第 5 6 号から議案第 6 3 号まで一括議	
題	5 8
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	5 8
採決（承認・原案可決）	5 8
議案第 6 4 号議題	5 9
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	5 9
質疑・答弁	5 9
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	6 0
採決（原案可決）	6 0
休憩・開議	6 0
議案第 6 5 号議題	6 0
提案理由説明省略	6 0
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 1
採決（同意）	6 1
議案第 6 6 号から議案第 8 4 号まで一括議題	6 1
提案理由説明省略	6 2
議案第 6 6 号議題	6 2
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 2
採決（議案第 6 6 号同意）	6 2
議案第 6 7 号議題	6 3
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 3
採決（議案第 6 7 号同意）	6 3
議案第 6 8 号議題	6 3
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 3
起立採決（議案第 6 8 号同意）	6 4
議案第 6 9 号から議案第 8 4 号まで一括議題	6 4
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	6 4
採決（同意）	6 5
委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員会及び議会運営	

委員会)	6 7
町長挨拶	6 8
閉会宣告	6 8
署名	6 9

巻末掲載

第31回臨時会閉会（4月28日）以後の諸般の報告（62）	7 1
令和5年6月15日以後の諸般の報告（63）	7 6
令和5年6月19日以後の諸般の報告（64）	7 7
閉会中継続調査申出書（総務常任委員長）	7 8
閉会中継続調査申出書（経済常任委員長）	7 9
閉会中継続調査申出書（民生常任委員長）	8 0
閉会中継続調査申出書（広報常任委員長）	8 1
閉会中継続調査申出書（議会運営委員長）	8 2

五戸町議会第32回定例会会議録

令和5年6月15日 開会

令和5年6月20日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第4号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第5号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第6号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第7号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例)

議案第57号 字の区域の変更について

議案第58号 五戸町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第59号 五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

議案第60号 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第61号 令和5年度五戸町一般会計補正予算(第2号)

議案第62号 令和5年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第63号 令和5年度五戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(以上12件6月15日提出)

議案第64号 財産の取得について
(第2分団消防ポンプ自動車(CD-I)購入)

議案第65号 教育委員会教育長の任命について

議案第66号 農業委員会委員の任命について

議案第67号 農業委員会委員の任命について

議案第68号 農業委員会委員の任命について

議案第69号 農業委員会委員の任命について

議案第70号 農業委員会委員の任命について
議案第71号 農業委員会委員の任命について
議案第72号 農業委員会委員の任命について
議案第73号 農業委員会委員の任命について
議案第74号 農業委員会委員の任命について
議案第75号 農業委員会委員の任命について
議案第76号 農業委員会委員の任命について
議案第77号 農業委員会委員の任命について
議案第78号 農業委員会委員の任命について
議案第79号 農業委員会委員の任命について
議案第80号 農業委員会委員の任命について
議案第81号 農業委員会委員の任命について
議案第82号 農業委員会委員の任命について
議案第83号 農業委員会委員の任命について
議案第84号 農業委員会委員の任命について

(以上21件6月20日提出)

五戸町告示第68号

五戸町議会第32回定例会を令和5年6月15日五戸町役場議場に招集する。

令和5年6月1日

五戸町長 若宮佳一

議 事 日 程 第 1 号

令和5年6月15日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 高奥浩明議員の仮議席の指定について
- 第 2 議席の一部変更について
- 第 3 高奥浩明議員の議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 会期の決定について
- 第 6 高奥浩明議員の常任委員の選任について
- 第 7 報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 高奥浩明議員の仮議席の指定について
- 日程第 2 議席の一部変更について
- 日程第 3 高奥浩明議員の議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 高奥浩明議員の常任委員の選任について
- 日程第 7 報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 応招議員 16名

○ 出席議員 16名

議長	三浦 專治郎 君	副議長	沢田 良一 君
3番	高奥 浩明 君	4番	和田 智也 君
5番	柏田 匡智 君	6番	川崎 七洋 君
7番	鈴木 隆也 君	8番	大久保 和夫 君
9番	豊田 孝夫 君	10番	大沢 義之 君
11番	尾形 裕之 君	12番	松山 泰治 君
13番	川村 浩昭 君	14番	古田 陸夫 君
15番	中川原 賢治 君	16番	三浦 俊哉 君

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

参事・事務局長 事務取扱	舛沢 実 君	主査	石渡 一哉 君
-----------------	--------	----	---------

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮 佳一 君	副町長	大久保 均 君
参事・総務課長 事務取扱	石田 博信 君	参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森 崇 君
総合政策課 政策調整室長	中里 誠 君	参事・財政課長 事務取扱	竹洞 晴生 君
税務課長	小野寺 克仁 君	参事・福祉課長 事務取扱	志村 要 君
介護支援課長補佐	佐々木 衛 君	健康増進課長	川村 豊 君
住民課長	赤坂 和浩 君	農林課長	小村 隆幸 君
建設整備課長	小保内 一典 君	参事・都市計画課長 事務取扱	高谷 忠憲 君
会計管理者	赤坂 真弓 君	総合病院事務局長	上山 貴久 君
教育委員会 教育長	澤田 尚 君	参事・教育課長 事務取扱	高嶋 伸治 君
農業委員会			

会 長 岩 井 壽美雄 君 事務局次長 大 沢 直 明 君
選挙管理委員会
委 員 長 齋 藤 正 榮 君
代表監査委員 前 田 一 馬 君

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第32回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（62） 卷末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 今回、新たに五戸町議会議員に就任されました高奥浩明議員を紹介いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「高奥浩明議員の仮議席の指定について」を行います。

高奥浩明議員の仮議席を9番に指定いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「議席の一部変更について」を行います。

今回、新たに就任されました高奥浩明議員の議席に関連して、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたします。

議席を変更する議員諸君の指名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

舛沢事務局長。

○参事・議会事務局長事務取扱（舛沢 実君） それでは朗読いたします。

豊田孝夫議員が8番から9番に。

大久保和夫議員が7番から8番に。

鈴木隆也議員が6番から7番に。

川崎七洋議員が5番から6番に。

柏田匡智議員が4番から5番に。

和田智也議員が3番から4番に、それぞれ移動となります。

○議長（三浦専治郎君） ただいま朗読したとおり、次の休憩中に議席を変更いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「高奥浩明議員の議席の指定について」を行います。

今回就任されました高奥浩明議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により高奥浩明議員の議席を3番に指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦専治郎君） 日程第4「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において豊田孝夫議員、大沢義之議員及び尾形裕之議員を指名いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第5「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期の定例会の会期は、本日から6月20日までの6日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月20日までの6日間と決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第6「高奥浩明議員の常任委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高奥浩明議員を総務常任委員に指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高奥浩明議員を総務常任委員に選任することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第7「報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで」の12件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、五戸町議会第32回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

五戸町が大好きな若宮佳一、56歳5か月です。この度の町長選において、町民皆様の温かい御支援を賜り、再選させていただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、責任の重さをかみしめているところであります。

2期目の就任日は、6月27日で少し先になりますが、2期目の就任に当たり、私の町政運営に臨む所信を申し述べ、引き続き町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

最初に、1期目の就任以来4年がたとうとしておりますが、令和という新しい時代は新型コロナウイルスの蔓延やロシア、ウクライナの戦争など、世界のバランスが大きく変化する時代の幕開けとなりました。

私は、このいかなる激しい変化の中においても、町民皆様の安心な暮らしと命と健康を守り、さらには地域の産業や経済活動など、確実に次世代へと守りつないでいくことに誠心誠意を尽くし続けることをお約束するものであります。

私は、2期目の政策目標として「未来への投資、5つの挑戦！！」を掲げましたが、1期目にお示しをした「新たな時代へ！！5つの五戸町づくり」の公約の中で、今現在、取り組んでいるもの、取り組んでいないもの等がありますが、引き続き一つ一つ着実に取り組んでいく努力をしてみたいと思います。

まず初めに、健康診断受診率向上のための「受検のまちプロジェクト」ですが、今年度から新しく健康ポイント制度がスタートします。安心な暮らしの源は皆さんの健康そのものです。健診受診率の向上に資するスポーツ振興なども絡めた健康ポイント制度をスタートさせ、皆様が健康でいきいきとした生活を送られるようにしたいと思います。

新型コロナウイルス禍では、各地域の行事やイベントなど、中止や短縮を余儀なくされてきましたが、今年度は五戸まつりに限らずイベント開催への補助制度を設け、にぎわいを取り戻したいと思います。

現在進行しております各事業ですが、県道20号線の産直施設の建設や倉石温泉の再開、旧

南部鉄道ディーゼル機関車DC351の展示施設の整備、ひばり野公園のリノベーション事業の継続、第2期住宅団地造成事業の成功を受け、第3期住宅団地造成事業に向けた調査に入るとともに、「立地適正化計画」に基づき、中央商店街の再開発に向けた調査や木村秀政ホール改修、みらいパーク全体の再整備計画策定など、引き続き前へ進めます。

また、五戸馬肉や倉石紅玉など、五戸ブランドの確立に向けた育成や支援を行うなど、これまで以上に、町内各地域の特徴を生かし、町全体がバランスよく均衡の取れた発展ができるよう努めてまいります。

2期目の政策目標「未来への投資、5つの挑戦！！」ですが、大きな柱として、子育て支援の拡大、「教育のまち五戸」再編成、地域医療の安定、農業のまち、美しくにぎわうまちの5つで構成されています。

1つ目の「子育て支援の拡大」では、赤ちゃんが生まれてから大学を卒業するまでの子育てにかかる経費の一部を支援するというものです。新生児祝い金、定額給付金の支給や学校給食費、副食費の半額補助や高校生返納減免型奨学金、高校生通学補助金、大学卒業後のふるさと定住奨励金などの事業は既に行っていますが、更に0歳から2歳児の保育料減免や新入学児童、生徒への進学祝い金の創設、学用品の無償化や部活動の地域移行に伴う習い事等への活動費の補助、大学生へ貸付けしている奨学金の返納減免制度など、子育てに掛かる経費の一部を支援するというもので、実行できるものから順次進めたいと思います。新しい知事も、子育てに掛かる経費について段階的に無償化を進めるとのことですので、県の動向を見極めながら進めてまいります。

2つ目の「教育のまち五戸」再編成では、統合五戸中学校の令和10年4月開校へ向けた準備を始め、同時に川内地区の小学校の統合問題に係る課題についても取り組んでまいります。また通信制高等学校の誘致活動を本格化させるなど、「教育のまち五戸」の発展に努めてまいります。

3つ目の「地域医療の安定」については、圏域市町村の公立病院などと連携を密にして医師確保対策に取り組む一方、医師や薬剤師確保のための医学生、薬学生への返納免除型奨学金は引き続き継続し、看護師についても制度化したいと考えております。

4つ目の「農業のまち」の振興ですが、ロシアとウクライナによる戦争や気候変動による異常気象の影響により、日本の食料事情は不安定な状況に陥っており、農家の方々は収入も安定せず、大変御苦労をされているとの認識から、五戸町版の農家所得補償制度の創設に向け、調査を始めるとともに、収入保険への加入促進とその保険料の一部を補助する制度を創

設したいと考えています。また、地域おこし協力隊の事業を活用し、農家手伝いや後継者や事業承継問題に取り組みます。

最後5つ目の「美しくにぎわうまち」では、ふるさと納税を活用したホームカミングデイ事業を創設し、町外又は県外におられ、ふるさと納税をしてきている五戸町出身者が町に帰ってきて同級会や同窓会に参加される場合など、その企画に対して開催経費の一部を補助するもので、ふるさと納税も堅調に伸び、町のにぎわいも増えるものと期待します。

町内の事業者が何らかの理由で廃業を余儀なくされる場合など、その事業を承継、再生又は復活する場合に新しい事業者に対し、補助金を交付するなど地域の産業を守る仕組みを確立したいと思います。

また、今年度中に空き家等対策計画を策定し、次年度以降は国の空き家対策総合支援事業を活用して不良住宅の除却など空き家解体費用の補助を行います。

昭和の高度経済成長以降、核家族化が進む中で、先祖代々のお墓の新設や維持管理に悩まれる方々が町内外にたくさんおられます。今日までの日本や五戸町を築いてくれた皆様方ありますので、これからの町のにぎわいを末永く見守っていただけるよう、町民合葬墓の整備に向けた調査を行います。

以上、簡単に申し上げましたが、今後様々な機会をいただきお話をさせていただきますが、引き続き皆様方の御理解と御協力、御指導と御鞭撻をよろしくお願いいたします。

続きましては、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

主要農作物の状況であります。水稲につきましては、田植えは5月13日から始まり、21日ごろに最盛期を迎え、その後も作業は順調に進み、ほぼ平年どおり終了しております。

ながいもにつきましては、3月上旬頃から始まった春掘り作業は平年並みに終了しております。しかしながら、昨年のお大雨が響き、品質については小ぶりなものも多いことから、収穫量の落込みが予想され、例年の約7割程度となる見込みです。

にんにくにつきましては、草丈及び成葉数は平年並みで育っている一方、これからの気温、湿度によっては、葉枯れ病などの発生するおそれがあることから、引き続き適切な管理を行っていただきたいと思います。

りんごにつきましては、主力品種であるふじの落花日は、平年より10日早い5月9日でした。今年は凍霜害による影響もなく、これからの梅雨の時期においては、黒星病や黒点病などに注意しながら農薬の基準散布量を守り、降雨前の散布に努めていただきたいと思います。

次に、米の生産調整についてであります。主食用米の生産数量目標を昨年より9ha少な

い614haとしております。農家の皆さんから受付けをした水田営農計画を集計したところ、新規需要米への取組増加が見られるものの、主食用米の作付予定面積は現在668haとなっております。生産数量目標までは大きく開きがありますが、引き続き目標達成を目指して転換を推進していきます。

それでは、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第4号は、令和5年2月15日、倉石支所駐車場で発生した車両物損事故に関し、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第5号は、令和5年3月6日、町道ひばり野八戸線での舗装劣化による車両物損事故に関し、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号は、令和5年2月14日、倉石支所駐車場で発生した車両物損事故に関し、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第7号は、五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和4年度五戸町一般会計における衛生費の健全母子育成支援事業並びに土木費の除雪機械購入事業及び社会資本整備総合交付金事業について、年度内に完了が見込めないため、令和5年度に繰越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案第56号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症に移行したことにより、青森県人事委員会規則が一部改正されたことに伴い、町が定めている感染症防疫作業手当の特例について、手当の支給上、特に緊急を要したことから、五戸町職員の特務手当支給に関する条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第57号は、字の区域の変更についてであります。

県営粒ヶ谷地地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴う土地改良換地処分により、字の区域を変更するため提案するものであります。

議案第58号は、五戸町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

五戸町過疎地域持続的発展計画について、地域の持続的発展に必要な事業を追加するため、提案するものであります。

議案第59号、五戸町職員の特務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案は、常

時勤務する職員で診療の業務に従事した医師の処遇改善を図るため、提案するものであります。

議案第60号、五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者保険料の減免措置の延長に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第61号は、令和5年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ1億5,172万3千円を追加し、その結果、予算総額を97億1,401万7千円とするものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、窓口デジタル化備品1,241万6千円を追加、3款民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金及び青森県子育て世帯生活支援特別給付金合わせて1,300万円を追加、4款衛生費では、新型コロナウイルス予防接種業務委託料4,974万円、新型コロナコールセンター業務委託料649万1千円、ワクチン接種会場従事業務委託料390万4千円、会場借上料3,875万1千円及び新型コロナワクチン接種促進事業費補助金791万2千円を追加、6款農林水産業費では、上市川地区農用地保全計画策定支援業務委託料330万円を追加、8款土木費では、安全安心住宅リフォーム促進支援事業補助金140万円を追加するものであります。

これらの財源は、国庫支出金、県支出金及び繰入金等を充当するものであります。

議案第62号は、令和5年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、その結果、予算総額を20億4,953万2千円とするものであります。

議案第63号は、令和5年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ12万円を追加し、その結果、予算総額を24億2,574万1千円とするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） お諮りいたします。

明16日は議案調査等のため休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、明16日は休会とすることに決定しました。

○議長(三浦専治郎君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る6月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時24分 散会

議 事 日 程 第 2 号

令和5年6月19日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（鈴木隆也君、豊田孝夫君、川村浩昭君の各議員）

○ 出席議員 15名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	高 奥 浩 明 君	5 番	柏 田 匡 智 君
6 番	川 崎 七 洋 君	7 番	鈴 木 隆 也 君
8 番	大久保 和 夫 君	9 番	豊 田 孝 夫 君
1 0 番	大 沢 義 之 君	1 1 番	尾 形 裕 之 君
1 2 番	松 山 泰 治 君	1 3 番	川 村 浩 昭 君
1 4 番	古 田 陸 夫 君	1 5 番	中川原 賢 治 君
1 6 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 1名

4 番 和 田 智 也 君

○ 事務局出席職員氏名

参事・事務局長 舩 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君
事務取扱

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 若 宮 佳 一 君 副 町 長 大久保 均 君

参事・総務課長 参事 務 取 扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 参事 務 取 扱	手倉森 崇 君
総合政策課長 政策調整室長	中 里 誠 君	参事・財政課長 参事 務 取 扱	竹 洞 晴 生 君
税 務 課 長	小野寺 克 仁 君	参事・福祉課長 参事 務 取 扱	志 村 要 君
介護支援課長補佐	佐々木 衛 君	健康増進課長	川 村 豊 君
住 民 課 長	赤 坂 和 浩 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
建設整備課長	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 参事 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教育委員会 教 育 長	澤 田 尚 君	参事・教育課長 参事 務 取 扱	高 嶋 伸 治 君
農業委員会 会 長	岩 井 壽美雄 君	事務局次長	大 沢 直 明 君

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（63） 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔7番 鈴木隆也君 登壇〕

○7番（鈴木隆也君） おはようございます。

議席番号7番、鈴木隆也でございます。

五戸町議会第32回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

質問する内容は2点でございます。

1点目といたしまして、農業支援についてでございます。

昨年8月の長雨や豪雨によりまして、五戸町特産の長芋が大きな被害を受け、生産農家は減収に頭を悩ませている現状でございます。農業所得は、気候変動や資材の高騰を受け、今まで経験したことがないほど不安定であります。次の世代に安心して農業をバトンタッチするには、農業所得の安定化を図る必要があると考えております。五戸町の農業支援策はいかなもののでしょうか。

続きまして、2点目として、子育て支援についてでございます。

人口減少対策は国家的な課題であり、五戸町においても出生数の減少は顕著であります。五戸町の子育て支援事業について伺います。

1つ目として、包括的な子育て支援策が必要であると私は考えておりますが、現状と今後の実施予定の子育て支援事業はどのようになっているのでしょうか。

2つ目として、文部科学省によりまして、高等学校等卒業者の2022年度の大学進学率は56.6%で過去最高を更新したとのことでございます。さらに短期大学や専門学校を含めた高等教育機関への進学率は83.8%と過去最高の水準であるとのことございました。今後、高

等教育機関進学に対する支援、つまり奨学金制度は非常に有効な子育て支援であると私は考えております。五戸町の現状と今後の進め方をお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

〔7番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問、よろしくお願ひいたします。

鈴木隆也議員のご質問にお答えいたします。

まず1項目の農業支援について。

昨年の8月の長雨や豪雨により、五戸町特産の長芋が大きな被害を受け、生産農家は減収に頭を悩ましている現状だ。農業所得は気候変動や資材の高騰を受け、今まで経験したことがないほど不安定である。次の世代に安心して農業をバトンタッチするには、農業所得の安定化を図る必要があると考える。についてお答えいたします。

農業に従事する高齢世代から次の世代へバトンタッチするため、青年の新規就農者及び経営継承者への支援については国が実施している農業次世代人材投資資金があります。この事業は、就農予定時の年齢が原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有し、独立自営就農または雇用就農をし、所得等一定の要件を満たすことを条件に年額最大150万円の資金を最長3年間交付するものです。夫婦で就農する場合は、1.5人分の資金を受け取ることができます。経営の不安定な就農初期段階の所得をこの資金で補うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。

また、この国の制度が終了し、五戸町認定農業者の認定を受け、営農を継続する就農者や新規就農者に対し、五戸町が独自で行っている青年就農ステップアップ事業があります。この事業は就農後の定着及び青年就農者の増大を図ることを目的としております。支援金の給付は最長3年間とし、支援額は上限108万円を給付しております。町独自の支援を行うことで他自治体との差別化を図り、若い世代やU I Jターン者に農業支援を実施しております。

農業支援策につきましては、コロナ禍や社会情勢等でその都度助成をしております。現在、例年どおり実施している支援はございませんが、令和2年度には、新型コロナウイルスの発生により外食が制限され売上げが急激に落ち込んだ畜産農家を対象に、畜産経営支援金を実施。令和3年度には、米の大幅な価格低下により、その影響を受けた稲作農家の経営

安定と生産意欲の維持を図るため、米価下落対策補助金を実施し、さらに農業所得のある農家を対象に燃料購入割引券を配布し支援してまいりました。

翌年の令和4年度には、農業所得がある農家を対象に農家支援持続化給付金を給付し、農業の経営を持続するための対策を施してまいりました。農業は自然災害による収穫減少や市場価格の低下など様々なリスクにさらされている産業であり、農業経営の安定を図る観点から農家所得補償制度創設へ向けて現在調査しているところです。全ての農産物を対象に収入を広く保障する収入保険等への加入促進に向けて、助成や補助等の検討を進めてまいりたいと考えております。自然災害による減収、市場価格の低下、病気やけがで作業ができないなど収穫ができなくなった場合など、様々なリスクから守ることで農業経営の安定を図り、チャレンジする農業者を応援するために制度の事業化に向けて調査検討をしてまいります。

その他、農産物の販路拡大への支援及び青年就農ステップアップ事業のさらなる拡大並びに農業生産基盤の整備等の調査検討をしてまいります。

次に、2項目の子育て支援についてお答えいたします。

人口減少対策は国家的な課題であり、五戸町においても出生数の減少は顕著である。五戸町の子育て支援事業について問う。

まず1点目の、包括的な子育て支援策が必要であるとするが、現状と今後実施予定の子育て支援事業は。についての御質問にお答えいたします。

鈴木議員のご質問にあるとおり、人口減少対策は国家的な重要課題とされ、国においても異次元の少子化対策として先般、こども・子育て支援加速プランの概要が公表されております。主な内容としては、児童手当の高校卒業までの延長や、多子世帯を増額とする拡充、出産費用の保険適用、育休時短勤務における男女とも育児休業時の手取り額維持と時短勤務への給付、大学・大学院費用の負担軽減、保育所利用要件の緩和、住宅費用や給食費について今後具体的な検討を行うといったものであります。

五戸町においては、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育体制の整備と児童手当等の給付や、指定された地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施に計画的に取り組むため五戸町子ども・子育て支援事業計画を策定し、当町の教育・保育について必要な量を定め、地域の実情に応じた子育て支援事業を総合的に提供してまいります。

この計画においては7つの基本目標を掲げ、国・県と連携した子ども・子育て支援施策を展開しているところであります。基本目標における主な事業として、放課後児童クラブや保育サービスの充実に関する事業、母子保健における健康診査、訪問指導、健康指導の充実に

関する事業、ALT派遣、特別支援教育支援員の配置等に関する事業、母子家庭等の自立支援、障害児支援に関する事業などを実施しているところです。一方、これらの国・県と連携した保育・教育及び母子保健等に係る子育ての量と質の支援計画のほかに、国では平成27年度から人口減少、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することを目指すため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を展開し、活力ある日本社会の維持のため、

1. 稼ぐ地域。安心して働ける地域。
2. 地域とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。
3. 結婚、出産、子育ての希望をかなえる。
4. 人が集う安心して暮らすことができる魅力ある地域をつくる。

という4つの基本目標の下、戦略推進を行っております。

当町においても、五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定の上、それぞれの基本目標に対し、31の施策を推進しているところであり、基本目標3つ目の少子化対策においては、結婚、出産、子育てができ、笑顔が絶えない環境の実現を掲げ、新生児祝金交付事業、多子世帯支援商品券発行事業、乳幼児等医療給付事業、子育て世帯等家賃補助事業、3歳未満児の保育料の半額支援及び第二子以降で年収360万円未満の世帯に対する無償化などの子育てに係る経済的支援をはじめとする独自施策を展開し、年度ごとに分析と評価を行いながら進めております。

さらに子育て世代への支援施策として、高校生年代までの医療費無償化及びインフルエンザ予防接種無償化、高校通学に係るバス路線の新設や、通学費補助事業創設、放課後児童クラブ利用料の低額化、新生児特別定額給付金事業、児童生徒の要保護・準要保護者及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給事業、給食費・副食費の半額減免、ひとり親家庭等医療費給付事業、医療的ケア児保育支援事業、ひばり野公園の遊具、トイレ整備に係るリノベーションと歴史みらいパークの整備促進、宅地分譲事業、若者移住者に対する定住交付金などの支援事業を行っているところです。

今後の支援事業としては、子育て世代の働き方や暮らしの在り方が多様化していく中で、当町の子供とその親が幸せに住み続けることができるよう国・県の政策の動向を注視し、関係者の協力の下、満足度調査による子育て家庭の意識・意見等を収集するなどし、町内保育施設等の0歳から2歳児の保育料減免制度、新入学児童・生徒への進学祝い金制度、小・中学校学用品等の無償化制度等の各支援事業の創設に向け、調査を行いながら包括的・計画的

な子育て支援事業を推進してまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、鈴木隆也議員の2項目、子育て支援についての2点目、今後、高等教育機関進学に対する支援、つまり奨学金制度は非常に有効な子育て支援策であるとする。現状と今後の進め方は。についてお答えいたします。

まず、町が独自に行っている奨学金制度について説明させていただきます。

奨学生となるには、1年以上五戸町に居住する者の子弟かつ学業成績が優良、身体が健康、学資の負担が困難、高等学校以上の学校に在学または教員を養成する機関に在学、の条件を満たす者は該当となります。奨学生につきましては、五戸町教育委員会で審査し決定しております。その際、学資の負担が困難である者については、両親の所得合計額から世帯の就学者の状況による家庭の負担などを勘案した額を控除し、その額が基準以下であれば該当となります。この基準額につきましては、2人世帯では640万円以下、3人世帯では530万円以下、4人世帯では580万円以下などとなっております。貸与額につきましては、在学期間中、高等学校等の奨学生には月2万円以内、大学等の奨学生には月4万円以内となっております。

それでは、質問にお答えします。

まず、奨学金制度の現状についてですが、町独自に行っている奨学金制度では、過去3年間において申請者32人のうち31人が該当し、決定となっております。現在は高等学校等が4人、大学等が29人となっております。また、償還者を含めた被貸与者総数は149人で、今年度貸与する額を含めた貸与総額は1億3,368万円となっております。奨学金の償還につきましては、高等学校等は10年間、大学等は貸与した期間の2倍の期間以内に償還することとしており、利子は無利子としております。また、令和5年度より新たに返納減免型奨学金制度として高等学校等の奨学生については就学修了後5年以内に町に居住し、生計を営んでいる期間に応じ、貸与した額の最大2分の1以内の額を減免する制度を開始しております。

次に、今後の進め方についてですが、当面は現状の奨学金制度を推進していきませんが、議員のご質問にありますとおり、奨学金制度は高等教育機関進学者に対する有効な支援策であると考えられますので、今後の社会情勢等を見ながら、奨学金制度のさらなる充実に向け、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 町長におかれましても、教育長におかれましても、事細かくお答えいただきまして誠にありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

再質問させていただく前に、まずもって若宮町長におかれましては先般の町長選におきましてご当選されまして、2期目に向かう最後のスパートの時期かなと思っております。改めて2期目に向けていろいろな公約を打ち出しているなど私拝見しておりましたが、その中でも5つの柱というところで、特に農業支援、そして子育て支援というところをうたっておるようでしたので、今回の一般質問ではこのように農業支援と子育て支援のことについて取り上げさせていただきました。

まずもって農業支援のことについてですが、本当に手厚く支援されているなどというところを改めて実感したわけでありますけれども、昨年8月の長雨、豪雨によりましてほ場が水浸しになりまして、根のものの野菜、特に長芋、そしてゴボウが大きな被害を受けたとのことでした。偶然、本日のデーリー東北さんの朝刊の一面に、長芋の農協さんへの在庫量が昨年の7割程度にまで落ち込んで、過去最低の数値であるとのことでした。このことによって、長芋を生産する農家さんは当然減収されていることはもう想像に難くないことだと思います。

その中で近隣の市町村を見ますと、十和田市であったり六戸町であったり東北町であったり、上十三地区の自治体の中で、これは十和田市の取組のことについて取り上げてみたいと思います。令和4年8月の大雨による農作物に被害を受けた農業者を支援するための交付金を交付しますということで、十和田市農作物大雨被害農業者支援事業交付金という事業を展開されておりました。申請受付期間は本年、令和5年2月17日まで、もう既に終わっている事業で2月に締め切られております。この内容でございますけれども、交付対象作物及び交付単価ということで、出荷販売する作物の令和4年中の作付面積に応じて、例えば長芋であれば1反歩当たり10アール、1万7,500円。ゴボウであれば1反歩当たり4,200円。ネギであれば1反歩当たり1万6,100円と、多くの作物に対して、その作付面積に応じた交付金を支払っている事業でございます。農家さんの減収に対する、まず特効薬的な交付事業だなどと思っております。この交付事業、財源確保は大変難しいことでございますけれども、農業生産者の方々を支援する上で、ぜひ五戸町でもやってみてはいかがかなと思っております。この交付事業、財源確保は大変難しいことでございますけれども、農業生産者の方々を支援する上で、ぜひ五戸町でもやってみてはいかがかなと思っております。この交付事業、財源確保は大変難しいことでございますけれども、農業生産者の方々を支援する上で、ぜひ五戸町でもやってみてはいかがかなと思っております。この交付事業、財源確保は大変難しいことでございますけれども、農業生産者の方々を支援する上で、ぜひ五戸町でもやってみてはいかがかなと思っております。この交付事業、財源確保は大変難しいことでございますけれども、農業生産者の方々を支援する上で、ぜひ五戸町でもやってみてはいかがかなと思っております。

○議長（三浦専治郎君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） ただいまの質問にお答えします。

昨年の豪雨、大雨に対しての五戸町の支援はしておりません。

まず、この被害について、私も六戸町のほうに問い合わせしましたところ、まず8月に雨が降った時点で被害が予想されるということで、六戸町のほうは農協と連携して現地を確認して助成をしたと聞いております。東北町についても、上北からむつの大雨でしたので、東北町、六戸町、十和田、これ上北地方の被害であるとして、五戸町はそこまで、被害はありましたけれども、青森県とか農協で協議した段階で終わっています。上北のほうは大雨が多かったということで、そのさらに被害があったということでの支援だと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） そのときには、まずどれくらいの被害が出るか予想ができなかったということですが、春掘りが終わりました、長芋の収入、収穫量、そして販売金額、ある程度確定しているわけです。当然その減収に対して今年度補正をして助成する、何か対応するということはお考えありませんか。

○議長（三浦専治郎君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） ただいまの質問にお答えします。

昨年度、六戸町、東北町とまず2月中に動いたことで、その年度の予算をもって確定するために2月に動いていると思います。今年度はまず令和4年度の予算はもう締め切っていますので、令和5年に昨年の被害ができるかどうか、また年度末の3月と4月の掘り起こしについては本年度、助成できるかどうかは今後検討して、ちょっと非常に難しいと思いますが、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 大変難しいということでしたけれども、これまでにない減収幅であると周りの農家さんの方々から私伺っております。ぜひ検討していただきたいのと、また今年もゲリラ豪雨、線状降水帯ができる可能性も当然これから増えていくと思っております。そういったときに小まめに、国策としていろいろな農家さんへの補助事業あると思うんですが、やはりその自治体として小まめに動けるところは小まめに動いていただいて対応していただきたいなと思っておりますので、よろしくご検討いただきたいと思っております。

それで、その都度、その天候の変化等によって減収されたところへのバックアップというのにも必要なんですが、町長も冒頭おっしゃったように、経営の安定化、所得の安定化、そこが安定してこないことには、次の世代に親が安心してバトンタッチできる農業の環境が整わないと私は考えております。その中で経営所得安定対策として、収入保険の一部を助成するという調査研究していくということでございました。町長におかれましては、次の子育て支援にも関わってきますけれども、安心安全、平和に暮らせる五戸町に帰っておいでと、そして帰ってきたところに、その仕事である農業の一つがあると私は考えております。帰ってきたときにその農業を取り巻く環境、次のまず4年間、さらにステップアップして整備していかれるものと思います。その思いを少し具体的にお聞かせいただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員の質問といたしますかご意見ですが、今、地方が置かれている状況というのは、新型ウイルスの件もありました。そして今は、昨年2月から戦争状態ということでございまして、全てにおいて、世界の様々な人や物、物資の流通のバランスが大きく変化している時代になっているということでございます。

そういう中において、やはり私たちの地方、この大地、畑であり山林であり、そして田んぼであり、川もそのとおりですけれども、この大地をいかに守りながら、私たちはなりわいとしてこの地域で生活していくか。そういうことを考えたときには、やはり農業というのが本当に一番最初に出てくる産業だと思っていまして、鈴木議員がおっしゃるように農業をやるから戻ってきたいという、五戸に帰ってきたいという本当に若者が増えるような地域になってほしいなど、そういうふうに着目から考えているものでございますが、議員の皆さんもそのように思ってくれておりますが。

そういった中において、瞬間的な大雨で被害を被った。今、春掘りの長芋は過去最悪だと、私も町を歩いて、もうみんなどこからも言われていまして、それなりに対策はしなきゃならない、一時的な対策はしなきゃならない。でも根本的な解決にはならなくて、やはり今、国も本当に食料安全保障とかいろいろ言っていますけれども、きちっとしたその地方にまで目が届いたような食料安全保障の議論になっているのかどうかというのはまだ不透明なところがありまして。

そうしたら今何をやらなければならないかということ、今ある現行の制度を最大限利用して農業者、生産者を守りたいというのが、この収入保険に入っていて、不安定なときに

はそこを補ってもらおうと、こういう保険制度があるということですので、そこに加入をするお手伝いを町として精いっぱいやると。青色申告ですから税務署に申告しなきゃならない、手続、手順を踏まなければならないという、そういう作業もちょっと手伝いながら加入を促進して、保険料が幾らくらいが適正なのかというのはこれから制度化するのに本当にいろんな議論しなきゃならないと思いますけれども、そういった作業をしていって持続的にこの大地を守る、田畑を守るというようなことで産業を守りたい、そういう思いでございます。

議員の皆様方もその都度、地域に入られましたらいろんな御意見を頂戴して役場に持ってきていただいて、議論していただければ非常にこちらも助かるなと思いますので、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 町長、ありがとうございました。

確かに収入、所得、収入保険に入るには青色申告をし、まずは大前提としてあるわけで、白色申告に慣れた農家さんたちにとっては大変高いハードルではあると思ひます。ただ、やはり一つの産業として次の世代にバトンタッチするには、やはり現役の生産者の皆さんも御努力されることは当然のことだと私は思ひますし、それに対して行政がしっかりとバックアップしていくのが本当のあるべき姿だと思ひておりますので、ぜひその農業支援よろしくお願ひしたいと存じます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援対策でございます。

大変、出生数の減少によりまして、日本の子供たち、人口が減って行って生産人口も当然減っていけば国の存亡ということに関わる大変危機的な状況であることは昨今の報道等で皆さん御承知のところだと思ひます。本当に五戸の町内を歩きましても子供たちに行き会うことが本当に少ないなと思ひまして、切実に考えているところでございました。

そこで、まず子育て支援をすることによって、子供を安心して産んでいただく、育ててもらうという趣旨で今回の質問をさせていただいたんですが、包括的な子育て支援策、本当に多岐にわたりまして、いろいろなことを五戸町独自で進められているなと改めて実感させていただきました。私も子供、数人おりますけれども、ほかの市町村の親御さんから、五戸町そんなにいろんな補助、助成してもらえるのか、羨ましいなというふうな声を多く聞きます。本当に子供を、小学校、中学校、高校生まで入れるのには、あんまりお金がかからな

いな、いや多少語弊がありますけれども、本当に五戸町に助けられているなというところをつくづく思うところがございます。ただ、出産するときに、どうしても町外に行かなければならない、というのは五戸総合病院の産科が今、休診状態ですか。まずそこを、五戸総合病院の産科の復活というものはどのようになっているのか、どういう、支援策、でよろしいですか、議長よろしいですか。

○議長（三浦専治郎君） 支援策。はい。

○7番（鈴木隆也君） 産科の再開、現状はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） はい。じゃ上山事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君） はい、ただいまの質問にお答えします。

五戸総合病院の産科の復活という御質問でございました。現在、産科の先生1人、病気休暇から復帰されまして、仕事をなされております。と同時に、5月25日くらいでしたかね、今月号の広報、6月号の広報に記載準備はしているんですけども、八戸市民病院の周産期センターのほうとの連携協定が整いまして、オープンシステムという方式でございますが、健診を、五戸総合病院で妊産婦健診を受けていただき、出産直前の体制になりましたら八戸市民病院の周産期センターで出産をしていただくという連携のオープンシステムというのが、準備が整いましたので、そちらのほうで最後出産されるというような連携は現在取れている状態であります。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 伺ってよかったです。大変安心いたしまして、それを存じ上げない町民の皆様もいらっしゃいますので、五戸町で出産はできないものの健診を受けられる、そういう体制にある、そして市民病院としっかりと連携をして子供を産めるという体制があるということを確認できまして、よかったです。ありがとうございます。

1点目のその包括的な子育て支援というものは本当に手厚くて、これ以上なかなかないのかなというくらいのところまでいっていると私は評価しておりまして、その中でさらに子育て支援、何があるのかなと考えたところ、高校卒業した後の大学等への進学のとときに本当にお金がかかるということで親御さんが頭を抱えるケースが数多くあると思います。高校までですと自宅から通えるので学費や通学費だけでいいんですが、大学生になりますと、ほとんどの方々が自宅から離れて学費を納めて学業に当たるということで、年間まず150万円から200万円、いろいろな試算ありますけれども、そこが親御さんの子供を産み育てるときの

悩みになるのかなというふうに私切り取って考えてみました。

そこで、その奨学金の制度をもう少し手厚くしてあげて、親御さんの子育て世代の、少しでも力になればいいのかなというふうに考えているわけです。五戸町も教育長から説明がありましたけれども、高校生には月額最大2万円、大学生には最大4万円の奨学金の制度があるということでございます。そして減免措置について、今年度から高校生分について地元に戻ってきたときから2分の1の返済額で済むような減免措置をとられるということでございます。大変ありがたいんですが、これを大学生にも適用して制度をつくっていくというお考えはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 償還時に減免する制度、大学生のほうでも取り入れたらどうかというふうな御質問かと思いました。

奨学金について少し考えていることをお話しさせていただきますと、今、議員御指摘のとおり、保護者の負担軽減という側面もちろんあると思いますが、それ以外にいわゆる教育の機会均等、高等教育を受ける機会を創出するといえますか、そういった側面だとか、あるいは進路選択が拡大できるというふうな側面もあるのかなというふうに思っていました。ですから、そういった意味ですごく奨学金というのは大切な制度なんだろうなというふうに思っています。

それで、例えば日本学生機構なんかでも奨学金がありまして、調べていきましたら給付型の奨学金というふうなものの対象者を広げていたり、条件を緩和していたりといったふうな動きもあるようです。ある資料によると、給付型の奨学金を受給しているパーセントが、青森県の受給者が、日本全国でもかなり上位のほうにあるというデータもあるようです。ですから、そういったのに該当しないような方、そういった方々をどのように支援していけるかというふうな点を少し踏まえて考えていかなきゃならないだろうなというふうに思っています。

高校の場合は今、定住促進と関連づけての減免となっていますけれども、それが大学生でもそういった形がいいのか、あるいは別な、もっと違う形で五戸町に貢献できるような方法がないのか、その辺のあたりも含めて、常々、今のままでいいのかというのは教育委員会内でも話題にはなっていますので、そういったあたりも加えて今後また検討していきたいなというふうに考えていました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 今後検討していただけるということで、ひとまず安心いたしました。

教育長のほうから日本学生支援機構の奨学金制度あるということで、私も調べてまいりましたが、やはりこれですと教育長おっしゃったように、大学生に奨学金を貸して、お支払いして、何とか五戸町に帰ってきていただければ、その奨学金を軽減できたり免除できたり、その制度を設計していただけると、その日本学生支援機構の奨学金から少しくスライドして五戸町独自の奨学金を使うという選択肢が増えてくるのかなと思いました。

その奨学金を返済するというで、学生の皆さん、大変やっぱり苦勞されることが多いようで、これ昨日私ネットから朝日新聞のデジタルの中で、学生さんの、大学生、学生終わって仕事をするようになってから残念ながら自殺された人の動機の中には、奨学金の返済苦というところもありました。貸したお金、借りたお金は当然支払って当然のことですけれども、少しでも返す負担を軽減するにはぜひ五戸町に帰ってきて、住まわれて、お仕事されて、家庭をつくっていただける、そういう流れができるような方向に進めばいいのかなというふうに私は考えておりますので、教育長におかれましては、引き続き検討のほどよろしく願いしたいなと存じます。

そして、最後に町長にお伺いします。

これだけの子育て支援策を展開しながらも、なかなか人口減少に歯止めがかからない。当然、コロナ禍やロシアのウクライナに対する侵攻等で社会情勢の不安というものが大変大きな要因だと思うんですけども、やはり町長の御答弁の中にもありましたように、親と子供が笑顔で暮らせる五戸町でなければ、その子供たちが、よし五戸町、じゃなくてもいいです、将来家庭をつくって子供を産み育てようという雰囲気醸成できないのかなと思います。

私、ある報道の番組を見たときに、結婚はしても子供を産まないという20代の女性のお話がすごい耳に残っておりまして、その女性の方は子供の頃、ひとり親の家庭で育て、お母さんがすごい子育てに苦勞していたと。こんなに苦勞するんであれば、もし自分が結婚したときに産んだ子供を同じような境遇にさせかねない、だから子供を産まないという選択をされた女性のお話を伺いました。本当に大人として、そんな社会情勢に子供たちを置いているというのは、自分自身、情けないなと改めて思った次第でございます。町長におかれましては、帰っておいで五戸町へ、と言う以上はやはり町民の皆様にも少しでも明るい話題を届け、そして笑顔にする五戸町をつくり上げていただきたいなと思っております。次の4年間に向けて、その子育て支援、また出生数の増加に向けてどういう思いで取り組まれるのか、最後

お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員のご意見ですけれども、本当に難しい問題だなと思っていて。家族が笑顔で生活するという根本的なものというのは何だろうと考えさせられますけれども、やっぱり一つのご飯、おかずをみんなで分け合って食べておいしいねと、そういうところから始まるのではないかなと思うわけなんです。そこに経済的なものとか、様々な社会的な環境とか様々こう混じり合って、現在の日本の人口構造になってきているんだろうなと思っていました。

やはり五戸町のイメージとしますと、先ほどの農業支援の話もそうですけれども、おいしい食材とか特産品とか加工品とかは、やはり都市部よりは日本全国各地、こういう山とか畑とか田んぼを持っているところのほうが圧倒的に持っているわけでございまして。やはりその帰ってきてもらうというのは、おいしいものが、みんなで分けて食べるとすごいおいしいものがたくさんあるよという、安心して帰ってきてくださいという。都市部に行くと、スーパーに行かないと、お金がないと食えないわけですが、この辺だと漬物、上手に漬けるおばさんが隣にいれば、おいしいと言って分け合って食べて、それでも家族が団らんのひとときを迎えられるという、そういうようなところはやはり地方にしかないよさであります。そこをやはり家族とのつながりの核と、本当に原点と捉えて様々な子育て政策に臨んでまいりたいなと思っていました。

私も、未来への投資、五つの挑戦という政策集を出させていただいて、これにひたすら取り組もうと思って本当に今この5年、本当に国もそうです、県もそうだと思いますし、真剣に産業とこの人口減少に取り組まなければ、本当にこの日本はもう一人当たりの国民総生産も韓国にも追い越されているそうですし、台湾にも今年か来年抜かれそうだという、そういう経済の情報もありますので。何とかここを踏ん張って地方のよさを生かしながら、家族団らんで子育てができるというようなイメージを五戸町から発信して行って、楽しく子育てができる町になってもらいたいなと、そういう思いで頑張ったいと思いますので、皆さんの御指導よろしく願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 町長らしい、大変無骨な御意見ありがとうございました。

私も共に、その農業支援もそうですし、子育て支援もそうです。根本的なところから共に

頑張ってもらいたいなと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） 次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔9番 豊田孝夫君 登壇〕

○9番（豊田孝夫君） 議席番号9番、豊田孝夫でございます。

議長の許可を得まして、第32回定例会におきまして、先に通告してあるとおり一般質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、農家においては生産資材、肥料、農薬の高騰により以前にも増して経営環境が悪化しております。農業収入の減少が見込まれ、そしてさらにインボイス制度、適格請求書等保存方式が本年10月1日から導入されることになっております。これまで消費税とは無縁とは言わないまでも、さほど気にしないで生産し、市場出荷や個人販売を行っていましたが、導入されることにより漠然とした不安があることも事実であります。このことにより農業生産に係る事務作業が煩雑になり、生産意欲がそがれるのではないかと懸念されます。ついては、導入を機にどういう件について気をつけなければならないかを質問いたします。

1点目、インボイス発行事業者の登録は全農業者が対象となるかどうか。また、登録が必要な農業者とは。

2点目、インボイス登録は年度途中でも申請可能かどうか。

3点目、適格請求書を発行する場合、その様式に規格はあるかどうか。または、市販の汎用請求書を使用することが可能か。

4点目、農協出荷や青果市場に出荷の際もインボイスの発行が必要かどうか。

5点目、インボイス制度導入により、確定申告の際に該当書類等を提示する必要があるかどうか。

6点目、インボイス制度理解増進のために農業生産者を対象とした研修会を開く予定はあるかどうか、であります。

2件目は、喫緊の課題と言える少子化対策についてであります。

少子化対策は、当町ばかりでなく、国や県でも本腰を入れての対策が出されてきました。

特に国では異次元の少子化対策と銘打って、子育て支援や各種給付金の増額など経済的支援を充実させるとのこと。当町においても国の施策に準ずるほかに独自施策も打ち出されています。ついては、より具体的に次の点について伺います。

先ほどの鈴木議員の質問にもかぶる部分もありますが、どうかよろしく願いいたします。

まず、1点目、子育て支援については保護者の負担軽減について、どのような制度があり、推進しているか。

2点目、妊娠・出産の一時金、定額給付金など実施しているが、増額する考えはあるかどうか。また、昨年度の新児と今年度、4月と5月ですが、その新児については何名であったかどうか。

3点目、子育て支援については各種充実度が高いと思いますが、男女出会いの場の創設についてはいかがでしょうか。婚活等は民間団体でも行ってはおりますが、行政が直接行うという考えはないかどうかであります。

以上2件、9項目になりますが、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

〔9番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田孝夫議員の質問にお答えします。

1項目のインボイス制度が令和5年10月に導入されることによる農業生産者への影響についての質問にお答えいたします。

まず、インボイス制度について御説明させていただきます。

この制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式の一つで、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる制度のことです。インボイスとは適格請求書のことです。売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるものであり、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。登録については、税務署に登録申請書を提出する必要があります。この登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

1点目のインボイス発行事業者の登録は全農業者が対象となるのかどうか、また登録が必要な農業者とは、についてお答えいたします。

登録については各農業者の販売形態や取引先の状況等によって判断しなければならないものですので、一概に回答することはできませんので、個別に税務署に御相談していただきました。

いと思います。

2点目のインボイス登録は年度途中でも申請可能かどうか、についてお答えします。

令和5年度税制改正により、登録制度の見直しが行われました。制度開始である令和5年10月1日から登録を受けようとする場合は9月30日までに登録申請が必要となります。また、10月2日以降に登録を受けることも可能ですが、登録希望日の15日前までに申請書の提出が必要となります。

3点目の適格請求書を発行する場合、その様式に規格はあるか、または市販の汎用請求書を使用することが可能か、についてお答えします。

適格請求書を発行する場合、市販の請求書を利用できます。ただし、次の6項目の要件を満たしている必要があります。交付先の相手方の氏名または名称、取引年月日、税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率、売手の氏名または名称及び登録番号、取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、税率ごとに区分した消費税額、が記載されていなければなりません。

4点目の農協出荷や青果市場に出荷の際もインボイスの発行が必要かどうか、についてお答えします。

農協特例及び卸売市場特例というインボイス交付義務が免除される特例がありますが、この特例には条件がありますので、条件に当てはまるかどうかは農協及び卸売市場に確認する必要があります。

5点目のインボイス制度導入により確定申告の際に該当書類等を提示する必要があるかどうか、についてお答えします。

インボイス発行事業者の登録をすると課税事業者となり、消費税の確定申告をしなければなりません。また、消費税の確定申告については本則課税の場合は書類等が必要となり、簡易課税制度を選択した場合は事務負担が軽減できます。ただし簡易課税制度を選択するためには課税売上額の条件と届出が必要となります。

6点目のインボイス制度理解増進のために農業生産者を対象とした研修会を開く予定はあるかどうか、についてお答えします。

現時点では、町主催での研修会を開催する予定はありませんが、八戸税務署では毎月1回、一般的なインボイス制度の説明会を開催しております。日程等につきましては、町の広報誌にも掲載しておりますので、八戸税務署にお申込みいただければと思います。

次に、2項目の喫緊の課題と言える少子化対策についてお答えいたします。

1点目の子育て支援については、保護者の負担軽減にどのような制度があり推進しているかについてのご質問にお答えいたします。

当町において実施している経済的負担を軽減する子育て支援の取組については、満3歳児以上の保育料の無償化、中学卒業までの児童手当の支給、医療行為を要する園児へ看護師を派遣する医療的ケア児保育支援事業、ひとり親家庭等医療費給付事業、乳幼児医療給付事業、出産子育て応援事業、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の要保護者に対する就学援助費の支給、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給事業等について国・県からの補助金及び交付金を利用し実施しております。

また、町単独事業としては、高校生の広域通学に要する経済的負担及び送迎負担の軽減を図る高校生広域通学定期券購入補助事業、子育て世代に賃貸住宅の入居費を助成する子育て世帯等家賃補助事業、給食費・副食費の半額減免、3歳未満児の保育料の半額支援及び第二子以降で年収360万円未満の世帯に対する無償化、放課後児童クラブ利用料の低額化、所得制限により受給資格がなかった者及び高校卒業年代まで拡充した医療費給付、新生児特別定額給付金事業、新生児祝金交付事業、中学生以下の子供が3人以上いる世帯に商品券を交付する多子世帯支援商品券発行事業、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の準要保護者に対する就学援助費の支給事業等を実施し、妊娠・出産期から子育て期及び学齢期まで切れ目のない子育て支援体制の整備を推進しており、今後においても継続してまいります。

2点目の妊娠・出産の一時金、定額給付金など実施しているが、増額する考えはあるかどうか、また、昨年度の新生児と今年度、4月5月の新生児は何名かについての御質問にお答えします。

妊娠・出産の一時金、定額給付金については増額に向けて検討をしているところであり、併せて国・県の政策や制度及び新たな補助金の創設等について注視しながら計画的な事業の展開及び財源の確保に努めてまいります。

次に、昨年度の出生数につきましては44名、令和5年4月の出生数は3名及び5月の出生数は1名となっております。

3点目の子育て支援については各種充実度が高いと思えるが、男女出会いの場の創設についてはいかがか。婚活等は民間団体でも行っているが、行政が直接行うという考えはないか、についての御質問にお答えいたします。

これまで行政が行ってきた男女出会いの場の創設については、過去に平成27年度から連続

して3年間、町が業務委託にて婚活イベントを開催した経緯があります。各回100万円ほどの予算で開催したわけでありますが、参加者が集まらない、費用対効果が見合わない、プライバシーの点からその後を追えない、他の少子化対策のほうが実効性が高いとの理由から3年で終了した経緯があります。よって、行政が直接行うという考えはないかについては、町が直接行う考えはありません。

現在、町では、町内在住もしくは町内に勤務する独身男女等を対象にした婚活イベント等を開催する町内団体等に対し、五戸町婚活支援事業費補助金を交付する制度を設けております。

青森県では結婚を希望する男女の出会いを支援するため、AIを活用したマッチングシステム「AI（あい）であう」を昨年10月に運用しており、五戸町も共同運営に参加しております。八戸圏域連携中枢都市圏による連携事業においては、バスツアーやオンライン形式、アルコールやスイーツを用いる方法等で業務委託にて開催しており、コロナ禍であっても昨年度は冬期間に2回開催しております。

以上、町・県・八戸圏域の取組の実情を説明いたしました。一方で性的少数者LGBTの人たちへの配慮などを理由に婚活事業を取りやめた自治体もあります。多様性を尊重する世の中において、結婚して出産をとすることを押しつけることになり、性的少数者が偏見や差別を受けることのない社会とすべきであるとの理由であります。このような自治体もありますが、結婚をするメリットとしては大切な人と家族になれる、親を安心させられる、共働きなどにより経済的に安定する、2人で助け合えるなど、より幸せな人生を送ることが可能となるものと考えております。

以上のことから、「AI（あい）であう」、八戸圏域連携中枢都市圏婚活支援事業及び町の婚活支援事業を継続して実施し、世の中の情勢も見極めながら今後も男女出会いの場の創設を積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。本当に詳しくお伺いいたしまして、本当にありがとうございます。また、御答弁いただきましてありがとうございました。

これから少しだけ再質問させていただきますが、まず、インボイス関係のほうからですね、

確かに国税庁でやっていることなので、詳しくは税務署へというふうなことになるかなと思いますけれども、発行事業者の登録については特に問題がないかなと思いますけれども、農家において課税対象事業者となる方がいらっしゃると思いますよね。年間の収入がどれくらいからかだったのか、ちょっとあやふやになったんですけれども、これについて消費税を納めなければならないという方は必ず発行事業者として登録しなければならないかとは思いますが、その辺のところ必ず必要な方、出てくるかなと思いますけれども、そういった方の対象者とそのための条件がありますけれども、それについてちょっとお知らせ願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

課税対象事業者ですけれども、課税売上こちらが1,000万円を超えている方々が課税対象事業者となっております。今回のインボイス制度ですけれども、この1,000万円以下であっても登録をしますと消費税の申告が必要となるという制度になってございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

1,000万円を超える売上げですよ。所得じゃなくて1,000万を超える収入があった方は必要ですよというふうな御答でございます。ありがとうございます。

その際なんですけれども、1,000万円を超えましたと、これはすぐ翌年からの課税対象となったものかどうか、ある程度年数置いてからだったかなと思ってございましたけれども、その辺のところについてはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） お答えいたします。

前々年度の課税期間において対象となるかどうか判断されるものです。以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

前々年度ですね、分かりました。極端に言えば、今年1,000万超えた方は来年じゃなくてその翌年ということになりますよね。はい、ありがとうございます。

そこについては特に問題がないかなと思います。発行事業者の登録についてはどなたでもできるというふうなことなんです。ここのところ大事かなと思います。米関係もあります

ので、一番困るのが、中間業者の方に米を売り渡しするのが大変なんですけれども、これは後でまたやりたいなと思います。

それから、次の2点目の年度途中での登録申請はこれは可能かというふうなことで、可能であるというふうなことでしたので、これは特に問題がないかなと思っております。いつでも登録すれば2週間後くらいには登録事業者として認定されるというふうなことになるというふうなことでございましたので、ありがとうございました。

それから、3点目の適格請求書の様式、これについては特にないというふうなことで最低要件6点があるというふうなことだったんですが、済みません、再度この必要な6点をちょっとまた改めてお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） はい、ただいまの御質問ですが、6点。

1点目が、交付先の相手方の氏名または名称。

2点目が、取引年月日。

3点目が、税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率。

4点目が、売手の氏名または名称及び登録番号。

5点目が、取引内容。

6点目が、税率ごとに区分した消費税額。

となっております。この中で、今3点目に申し上げました適用税率と、4点目に申し上げました登録番号、6点目に申し上げました税率ごとに区分した消費税額、この3点が今回のインボイスにおいて追加になっている項目でございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございました。6点ですね。

これは農業者の方々はつくってくださいと言われても、ちょっと大変な作業になるかなと思います。こういった必要項目を、例えば町役場の税務課のほうで、こんな様式でいかがでしょうかという形で提示していただければ、農家の方々も非常に助かるなと思いますけれども、そういった様式を、最低限必要な部分をつくって、農業者の方でもよろしいんですが、そういった方々にお渡しするというふうなことはお考えにはなりませんでしょうか。そのところをお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） お答えいたします。

請求書の様式ということでございますけれども、まず今回は農家さんということでの御質問でございますが、一般的に商売をやられている方全体を通してのインボイス制度でございます。あとは取引内容であったり税率、10%と8%というような税率もございます。ですので、ちょっとそれを税務課において発行様式を提供するというのはちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

税務課で発行は難しいということですね。確認します。例えば、じゃ農家の方々が、こういった様式でどうでしょうかと相談に見えたら、ここのところはこうしたほうがいいよというふうなことに応じることはできますでしょうか。そのところをお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） お答えいたします。

まずは、町長の答弁にもあったんですけれども、そもそも制度が国のものですので、ちょっと相談に来ていただいたときに、こちらで間違っただけをお伝えしてもちょっとまずいかなということも考えられます。ですので、私どもが国だったり税務署からだったりいただいているパンフレット等もありますので、そちらを参考にしながら御相談に乗ることは可能だと思っておりますけれども、ただ、それが絶対大丈夫ですよとはちょっと言い切るのも難しいかなとは思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

最終的には税務署の判断というふうなことですね。ありがとうございます。

それから、次の4点目に入りますが、農協出荷、市場出荷、これも先ほど町長から答弁いただいたとおり農協とそれから関係市場への確認の必要があるというふうなことで、これは特に問題がないかなと思います。ありがとうございました。

次に、確定申告になります。その場合、確定申告は消費税額の計算、この分でしたというふうなことで今までやっていたかなとは思いますが、今回これくらいですよというふうなことで職員の方が、担当者の方が相談に確定申告に見えた農業者の方にこうですよという

ふうなことを提示するということは、どうなのでしょう、できるものでしょうか。そのところをお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） 消費税については、税務署のほうから相談に乗ってあげてくださいということで話はあるんですけども、なかなかこの消費税についてはちょっと難しいところがありまして、職員についても限られた者でしか対応できないような状況となっておりますので、その際には、来ていただいたときにこちらでも勉強しながらやっていかなければならないとは思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

結果的に個別対応で行うというふうなことになりますね。難しい部分については税務署のほうに相談してくださいというふうなことで落ち着くかなと思います。ありがとうございました。

次に、6点目なんですが、今回のそのインボイス制度、理解増進のために町のほうでは研修会の開催などはいかがでしょうということだったんですが、これもやはり税務署単位での研修会というふうなことになりますでしょうか。一つには、せめて認定農業者の方々だけでもそういった機会を設けていただければいいなとは思いますが、これは私の勝手な意見なんですけれども、そのことについては税務課長ではなくて農林課の課長のほうがいいのか。この研修会についてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

このインボイスにつきましては、令和3年から進めてまいりまして、最初の締切りが3月31日ということで、10月1日から始まるということで、9月30日までに延長しております。ですので、今このインボイスを発行するかというのはもう決めている段階だと思っております。その遅れた方々を、9月30日まで締切りを延ばしたと感じております。五戸町の認定農業者、今170名ほどおりますが、その方々、まずこの制度内容知っていると私は思っています。新たに認定農業者だけやるとなりますと、農家の方が五戸町に1,300ほどいますので、それだけ認定農業者だけというそういうくくりにはできないかと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

開催は非常に難しいというふうなことでしょうけれども、何らかの形で農家の方々が集まる機会をつかまえて、こんなことが変わりますよ、こういった制度になりますよというふうなことをお知らせ願えればいいのかと思います。

というのは、ふるさと納税、五戸町もかなり農産物出しておりますけれども、その中には課税業者ではない農業者の方々もいらっしゃるのです、そうすると、その中間、実際それを扱っているふるさと納税業者の方で、これインボイスどうなっていますかというふうなことで聞かれると、ちょっとこう困る部分があるかなと思いますのでね。何らかの形で研修会等を開いてもらえれば非常にありがたいと思います。もしできない場合は、担当課を通じて税務署のほうに連絡していただくとか、そういったことを対策を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

第1項目については以上で終わりますが、次に少子化対策でございます。

子育て支援関係については先ほども鈴木議員に対する答弁もありました。非常に充実しているなというふうな気がいたしております。だけれども子供がなかなか増えないという。今年まだ4名の方しか産まれていらっしゃらないというふうなことで、ちょっとこう寂しい部分があるんですけども。何というか、非常に難しい問題でもありますけれども、どんどん負担軽減を図っていくことによって、子育てがしやすくなる環境、そういったことによって子供を多くつくれる環境になってつながっていくのかなとは思っております。ここについては、改めて質問する必要は全くなくて、次の2点目の妊娠・出産時の一時金、定額給付金、これを増額する考えはあるかどうかと私伺っていたのですが、今現在、一時金がどれくらいで定額給付金はどれくらいになっていらっしゃいましたかなと思ひまして、ここ確認の意味でお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 川村健康増進課長。

○健康増進課長（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

出産応援として69名の方に昨年度5万円を給付しております。これは妊娠が分かった時点で給付するものでございます。また、子育て応援給付として42名の方に5万円を支給しております。これは出産後に給付するものでございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

1名につき5万円というふうなことですね、どちらも出産後もそのとおりですか。これで十分なのかな。よく分かりませんが、出産時お祝いとしてまずこれくらい出しているというふうなことなんですけれども、これについては多ければ多いほどいいなとは思いますが、まだ限度額がありますので、このところ今現在5万円の給付で妥当かどうか、近隣と比べてみて、比較してみてどうなのかどうかというふうなことについては調査はなさってはいらっしゃらないでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 川村健康増進課長。

○健康増進課長（川村 豊君） 御質問にお答えいたします。

近隣の状況は調べておりませんが、これは国の事業でありますので、国・県等から交付金をもらって実施しております。あと、ほかに町単独でやっている事業もありますので、その辺は担当のほうから御説明があると思います。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂住民課長。

○住民課長（赤坂和浩君） 御質問にお答えします。

町単独では、新生児特別定額給付金事業、令和2年度から実施しております。令和2年度では63名、このときの給付金は10万円でした。令和3年度が59名、令和3年度から5万円です。4年度も5万円で、44名。新生児祝金交付事業を平成27年度から行っております。令和4年度の実績は42名です。これも金額は5万円となっております。多子世帯支援商品券発行事業ですが、これも平成27年度から実施しております。中学生以下の子供が3人以上いる世帯に対して五戸町・新郷村共通商品券を5万円分交付しております。4年度の実績は101世帯となっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

様々、出されておまして本当にありがたいことだなと思っております。できれば5万円じゃなくて10万円くらいすればいいのかなと思いますけれども、ひとつ、予算の絡みもありますので、十分検討して進めて、増額を図ってもらえれば大変ありがたいかなと思っております。よろしく願いいたします。

新生児の方々が非常に少ないというふうな御答弁でございますが、今年度まだ始まったばかりですので、これから増えていけばいいのかなと思っております。ちょっと手元に五戸町

の3月31日現在の年齢別のやつがあったんですが、1歳の方が60名ですね、そして2歳の方が71名、3歳が79名、4歳児が81名というふうなことで、どんどん年度上がるにつれて減っていくというふうな、ちょっと非常に寂しいというか不安を感じずるようなことになってまいりました。そういったことがないように、できるだけ子育てしやすい環境をつくっておりますので、町に住まわれている御夫婦の方々も何とか考えていただければいいなと思います。

次に、婚活支援、最後の質問になりますが、行政で今からやるという考え方はないけれども、今現在、団体に対して支援しながらやっているとありますけれども、今現在その婚活支援団体に補助金出しているかなと思いますけれども、去年、おととしの例でいきますと、何団体で何件の婚活事業があつてというふうなこと、分かりますでしょうか。参加人数まで分かれば大変ありがたいんですが、お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

町単独の事業でよろしいでしょうか。まず、答弁でもありました平成27年度から3年間続けたということでございますが、それぞれ事業費はおよそ100万円程度それぞれかかっておりまして、参加人数でございますが、男子から申しますと、27年度が21名、28年度が16名、29年度が14名というふうに、徐々に少なくはなっております。一方、女子でございますが、27年度が21名、28年度が15名、29年度が9名というふうにこちらも段階的に減ってきております。

それと、その後ですけれども、町が単独に、単独といいますか、町が1年に1回、町の独自の制度でやったのがございまして、令和2年度が男16名、女13名、令和3年度が男9名、女7名というふうに減ってきております。さらに令和4年度でございますが、これは男7名、女7名というふうに減ってきておりまして、1回当たりですけれどもおよそ5万円の事業費となっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

何か令和も年が経つにつれてその参加人数もだんだん減っていくというふうな感じになっているようでございまして、ちょっと厳しいんですけれども、行政としても一生懸命やっているというふうなことを町の方々に示していただければと思います。引き続き継続していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

かつては、農林課だか農業委員会だかがやった主催事業がありまして、そちらのほうにも私らが少しばかりお手伝いをした経緯もありましたので、そういったことがあれば大変ありがたいなと思いますので、引き続き諦めることなく婚活事業を行政としても視野に入れながら進めてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） 次に、川村浩昭議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

川村浩昭議員。

〔13番 川村浩昭君 登壇〕

○13番（川村浩昭君） 議席ナンバー13番、川村浩昭です。

五戸町議会第32回定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしております3点についてお伺いをいたします。

その前に、先の選挙において2期目、見事に当選なされました若宮町長、誠におめでとうございます。改めてお祝いを申し上げます。また、新たに議員になられました高奥浩明議員、どうもおめでとうございます。五戸町町民みんなが五戸町を大好きになる、そのような活力ある住みよいまちづくりに向けて頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目、五戸町町道についてであります。

12月議会においても質問いたしましたが、歩道問題ですが、その調査、修繕、研究はどうなっているのか、その進捗状況をお知らせいただきたい。

2点目として、五戸総合病院についてであります。

この問題については、先に行われました議員全員協議会において説明をいただいたところではありますが、再度の説明とその後の進捗状況をお知らせいただきたい。

3点目は防災についてであります。

1つ目は、大雨による五戸川氾濫のおそれはないのか。その対策はいかが考えているのか。また、一部堤防が壊れたままでブルーシートがかけたままである場所が残っておりますが、その修繕はいつ行うのか。

2つ目は、Jアラートが発令された際の町としての対策はいつ考えているのか。

3つ目として、国では温暖化による熱中症特別対策が閣議決定されましたが、町当局では対策をどのように考えているのかお知らせいただきたい。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

〔13番 川村浩昭君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 川村浩昭議員の質問にお答えいたします。

まず、1項目の五戸町内の歩道について。

以前も質問したが、歩道の調査、修繕、研究はどうなっているのか、その進捗状況を伺いたいについての御質問にお答えいたします。

最初に、県道五戸六戸線の歩道についてであります。県担当部である地域整備部に要望をしておりますが、今のところ実施時期が未定であるとのことでもあります。町といたしましては、県に対して歩行者等の安全性を考慮し、引き続き歩道整備について強く要望してまいります。次に、町道については計画的に歩道整備を行うための現地調査を行っております。今年度は、町民から寄附をいただいて積み立てた基金を活用して町道博労町線の歩道整備工事を発注予定であります。さらに、優先順位を決めるための調査検討をしております。

次に、2項目の五戸総合病院について。

医師確保について、その後の進捗状況を伺いたいについてお答えいたします。

医師確保の方策として、今まで大学及び医療機関に派遣をお願いしてまいりました。また、令和4年12月より民間の専門業者へ医師紹介業務を委託しております。これまで、進捗状況でございますが、当該医師紹介業者から常勤医師を2名の紹介があり、現在、細部について協議をしているところであり、まだ採用に至っておりませんが、現在もこの2名の方には引き続き協議をしているところであります。また、非常勤医師につきましても2名の紹介があり、協議の結果、2名からともに応援診療の確約をいただいているところであります。さらにもう1名の方の応援診療の確約をいただき、計3名の方より令和5年4月から休日等の日当直の応援診療をしていただいているところであります。

また、令和4年11月より内科の金曜日外来診療を休診しておりましたが、八戸市立市民病院の御理解の下、非常勤医師の派遣をいただいて、令和5年4月14日より内科の金曜日外来診療を再開しております。今後も引き続き東北大学や弘前大学への常勤医師などの派遣の依頼をお願いするとともに、近隣の医療機関へ非常勤医師の派遣の依頼をお願いしてまいりま

す。現在のところ、非常勤医師については八戸市立市民病院をはじめとする近隣の医療機関に御理解をいただき、外来診療への医師の確保に努めている状況であります。今後におきましても、住民の皆様への安定的な医療の提供のために全力を挙げて医師の確保を図ってまいり所存でございます。

次に、3項目の防災についての質問にお答えします。

1点目の、大雨による五戸川の氾濫のおそれはないのか。その対策はいかに考えているのか。一部堤防が壊れている場所があるが、いつ修繕するのかについての御質問にお答えします。

集中豪雨や局地的な大雨災害などの自然災害による被害が全国的に多発する中で、五戸川につきましても氾濫のおそれはないと断言できませんが、その対策については、地域整備部に確認したところ、護岸の雑木撤去や河床のしゅんせつなどを順次実施し、防災対策を講じているとのことであります。また、町で確認している堤防の壊れている箇所については、地域整備部に情報提供し早期復旧を要望しております。

次に、2点目のJアラートが発令された際の町としての対策はいかに考えているのかについての御質問にお答えいたします。

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートは弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、町防災行政無線等により国から住民まで瞬時に伝達するシステムとなります。

弾道ミサイルの場合は、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性または領土、領海を通過する可能性がある場合に国から伝達されます。町では弾道ミサイルの発射情報がJアラートから伝達された場合には、万一の着弾の可能性に備え、総務課職員が出勤し、国や県及び町内の情報収集を行っていますが、弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾することから、町民の方々にはまず爆風や飛散物などから身を守る行動を取っていただく必要があります。具体的には、屋外にいる場合は近くの建物の中に避難すること、近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ること。また、屋内にいる場合はできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移ることなど、その時々置かれた状況に合わせて直ちに行動することが重要です。昨年の10月4日7時22分頃、北朝鮮から弾道ミサイル1発が発射され、本県上空付近を通過し、岩手県釜石市から東に約3,200キロメートルの地点に落下したという事案が発生した際には、当町においてもJアラートが作動し、防災行政無線から国民保護サイレンが鳴りました。

このため、町ではこれまでも弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動について町のホームページに掲載するなど、避難行動の周知を図ってきていますが、今後も国や県などと連携しながら町民の方々が取るべき行動について周知と啓発に努めてまいります。

次に、3点目の、温暖化による熱中症特別対策が閣議決定されたが、町当局はどのように考え対策するのか伺いたいについての御質問にお答えいたします。

政府は、地球温暖化で被害が深刻化する熱中症対策を強化し、現状の年間死者数を2030年までに半減するとの目標を掲げ、熱中症対策実行計画を閣議決定しております。具体的な施策といたしましては、予防行動のための普及啓発や情報提供、福祉関連団体などを通じた熱中症弱者の見守り強化及び学校やスポーツ施設へエアコンの設置支援、地方自治体においてはクーリングシェルターの確保等について義務づけされております。

これまで町として取り組んできた熱中症対策は、公共施設へ予防啓発パンフレットの設置や予防対策について消防署から情報をいただき、広報紙へ掲載をしております。今後はこれまで行っていた住民への啓発活動に加え、高齢者ら熱中症弱者への声かけ及び見守り強化のための福祉団体等への協力依頼や、熱中症特別警戒アラートが発表された際にはクーリングシェルターとして開放できる冷房の効いた公共施設や商業施設等の施設確保に向けて調査してまいります。また、災害対応マニュアルを参考に熱中症弱者の所在把握に努め、町民の命と健康を守っていくものであります。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうも丁寧な御答弁ありがとうございました。

1つ目の再質問をさせていただきます。

歩道の問題であります。部分的にはっきり言うと、下大町に五戸分教会、天理教あります。天理教から公民館にかけての距離の歩道、斜めなんですね、車道に向けて。冬場だと、黙っていても車道に降りていきます。それほど急に歩かれませんか。そういうところを待っているわけにいかないんじゃないですか、もっともっとアピールして県に訴えて、早くやらないと。広げろとか、前質問したように、シニアカーが通れるようにとか、電信柱をよけようとかということよりも、まず斜めになって、まったく歩けないんですよ、年寄りがいたら全部車道に降りてきます、自然に。自然に降りてきます。そういうところを見えていますか。どうでしょう。

○議長（三浦専治郎君） 小保内建設整備課長。

○建設整備課長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず現状のままですと、確かに補修等で歩行者が通行するための安全性が確保できる可能性は低いと思います。現地のほうも実際には確認しております。ただ、それにはやはり、用地の問題や道路幅員も確かにありますけれども、取りあえず県のほうには現地の状況を、写真も当然つけて要望のほうをしておりますので、それも含めて引き続き県のほうには強く要望して、できれば県のほうにも現地を立会いしていただいて、要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） それそうしてくれると非常にうれしいですね。県のやっぱり係を連れてきて、現地を確かに見せて行動させると、これ最高にいいことだと思いますので、ぜひそうしてほしいなと思います。また、前にも言ったようにシニアカーが通れるように何とか、ついでと言っては何ですが、そのときに舗装、歩道の舗装等も一緒に嘆願、お願いしてほしいなと思います。

町長に伺いたいんですが、シニアカーに乗っている人たちは取りあえず今動いているんですが、免許証を返して歩けないみたいな人たちもいるわけですよね。そういう人たちのこの歩道の代わりに対処なんていうのを考えたことありますか。例えばタクシーを何ぼにするとか。もっともっと安くする。例えば半額のところをもう100円で通すぞとか。病院までだったら100円でやるぞとか。そういうふうなこと考えたことありますか。歩道の代わりに。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、川村議員の新しい提案といたしますか、あれですけども。

運転免許証返納事業をやって、今、年間1万円だったと思いますけれども、タクシーにも乗れますし、コミュニティバスにも乗れますし。多分シニアカーに乗っておられる方はバスにも乗るのが大変な方なんだろうなと思うんですが、そのシニアカーが今、昔の規格の道路の構造ですと、歩道が一段高くなっているんですよ。一段高くなっているのが、シニアカーにはちょっと不具合で。シニアカーは歩行者の扱いですから。どうしても段差がないほうがいいわけですよね。歩行者なんですけれども。

ですから、五六線、五戸六戸線は本当に道路用地も本当に際どい狭さといいますか、大型同士ですと電柱にこうミラーがぶつかるくらいの狭さで。それでも何とか確保して歩道とい

うのでございまして、歩道の使い勝手を何とか今、研究したいなと思っております。狐森から、五戸六戸線じゃないですけども、狐森からバイパスに抜けるところも、あそこも歩道が、歩車道があつて、電柱もあつて、ちょっと窮屈なんですけれども、あれは元の県道だったんですけども、今、町道に下げられているんですけども。そこでちょっと新しい歩道の形を今ちょっと研究したいなと思っておりました。

もしその町道のところで研究してよかったら、県道のほうに提案して、少し歩道と車道の境目があんまりない、なくなるようなといいますか、そういう構造の道路を提案してみたいなと思つて考えているところでございまして。歩道の工事をタクシー代に向けろとかという、今そういう提案でしたよね。そこまではまだ思いつきもしていませんでした。ひとつ今後検討していきたいなと思っておりました。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうもすごい前向きな御答弁ありがとうございました。

ぜひとも歩行者のために町民のために、その辺調査研究を進めていただければと思います。

次に、総合病院について、先ほど御答弁いただきました。本当にすばらしいなと思っております。内科の常勤医師が少ないというよりも、入院ができないという話が聞こえてきています。内科医の入院をさせてもいい医師がないんだということでしたね。それで、入院できなかつたらどうすんのよと、五戸総合病院という名を持ちながら入院ができないというようなことではいけないと思うんですが、どういうふうにすればいいのでしょうか。対策は考えていますか。

○議長（三浦専治郎君） 上山事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年4月より内科の常勤医の先生が不在となっております。川村議員がおっしゃるとおり、常勤医がない場合、内科の入院はどのようになっているかという御心配があらうかと思っております。現在においては、安藤院長先生が、外科の先生ではありますけれども、内科のほうの患者さんの入院を、あまり多い人数ではないですけども、現在受けて入院している患者さんがおられます。今後も東北大並びに弘前大学のほうに、常勤医師をお願いし続けるとともに、民間医師紹介業者さんのほうにも内科を診られる医師の紹介を引き続きお願いしているところでございまして、なかなかすぐというわけにはいかないのかもしれませんが、内科医の常勤医師、入院を診てもらえる先生の確保については引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦專治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 本当に頑張ってほしいと思います。

先ほど鈴木議員の質問の中にもありましたが、小児科の先生が、お産するときは市民病院、それまでは五戸の産婦人科の先生から診てもらって、お産のときは市民病院に行くんだということになっています。この小児科と産婦人科は大体セットでなければならないわけですよ。産まれるまでは産婦人科で、産まれてしまえば小児科ですよ。ですからこれ、絶対2つが大事なわけですよ。ですから、産婦人科、産まれるまではじゃ市民病院でやりましょう、戻ってきました、じゃ小児科、こうなるわけですよ。小児科の先生も、やっぱり常勤でいてもらわなければ、子供を産んで育てる方々は、子供というのはさっきまで元気なのにもう熱出してせき込んでくたとなるというのが、まず子供です。そんな中で、常勤の小児科医が今いてくれてやって大丈夫ですか。どうですか、そこら辺。

○議長（三浦專治郎君） 上山事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君） ただいまの質問にお答えいたします。

小児科医の御質問でございますが、現在、小児科においては常勤の医師が1名、五戸総合病院にはいらっしゃいます。医師の定年であります65歳までは、まだ若干年数がある先生です。引き続き五戸総合病院に勤務していただけるものと思っております。65歳定年になった際には、弘前大学の医局小児科に属している先生でありますので、その辺については、その時期になりましたらまた協議をして医師確保のほうには努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（三浦專治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） はい、どうもありがとうございます。

じゃ、ひとつ、産婦人科の井戸川先生も、何か話によれば井戸川先生がいるうちというふうなことを伺っていますが、もし井戸川先生が出られなくなったとしたらどうするのかなと。非常に不安になる材料がいっぱいあります。

医師確保に関しては、ついこの間からもいろいろ、民間の紹介センターですか、の中にもお願いをしながら、予算を取りながら進めているところではありますが、なかなかこれがないみたいで。町長の答弁にもあったように、内科医が2人選ばれています。結果はまだしっかりしていないということでしたが、本当に力入れて、少しお金がかかっても仕方ないんです

ね。町民のそれこそ安心安全、町長がいつも言うけれども、大好きな町に住むために、町民がみんなが好きにならなきゃならないと思うんで、そういうそのまちづくりのために、まずはこの病院が安定してくれないと、とてもじゃないが心配で大変だと思うんですよ。ですので、事務局長、ひとつ力入れて頑張ってもらいたいと思います。この点については、この辺で閉じさせていただきます。

3つ目、防災についてであります。

防災、非常に大分前から、もう10年にもなるんじゃないですか、今日私言ったブルーシートかぶったまま。ずっと前からしゃべっていました。全然直らない。それで、結構水が増えるときがあるんですよ。ブルーシートが剥がれたりなんかするときまであるんです。そうすると、川底が上がってきているから逆流するんですね。昔、町長は知っていると思うんですが、奥寺ポンプ屋さんのほうにぐっと逆流するんですよ。そういうふうな事態になったときに、果たしてそれでいいのかと。

川原町は過去私が知っている限りでは2回ほど、2回3回ほどかな、床下浸水やったことがあります。私が生まれる前だと、八景橋のほうから堤防が崩れて、川原町が全滅したと。そういうこともあったそうで。

やはり水位が高くなって敷地とか農地とかというのが水位より低くなると、水がはけないという結果になります。そういうときに、ただただ堤防上げてかさ上げしていても、南部町なんか見ると、そうですね、今、全部かさ上げしています。だから、農地に入って行って、毎度洪水が起きる。あの川は一級河川で大きい川だから、岩手県のほうから流れてくるからそういう結果になっていると思うんですが、五戸川もそうならないとは限らないわけです。ですから、かさ上げするよりはその川底を掘ってきれいにして、伐採するのはやっているようですが、川底を低くして、水が増えても田んぼからの水が入っていくんだというふうな造り方をしていかないと、いつか人災といってもいいような結果になりかねないと思うんですが、その辺のことは考えてございますか。

○議長（三浦専治郎君） 小保内建設整備課長。

○建設整備課長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、五戸川につきましては、雑木のほかに、川の泥の撤去を、下流のほうから土砂の撤去を行ってきております。昨年度は切谷内地区から佐野地区までの雑木撤去と、切谷内地区の一部、土砂撤去を行ってしております。引き続き県のほうにそういった土砂の撤去を要望してまいりたいと思います。まず下流のほうから行っていかないと、やはり流れていく方向ですね、

要は、そちらのほうで確保できないとやっぱり上流のほう手をつけてもなかなか解消できないという部分がございますので、その点を含めて下流のほうから順次進めていただいておりますので、引き続き県のほうに要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうも本当に、やってくれているのであれば非常にうれしいことでございます。木の伐採もやっているということでしたが、あっちこっちに、ずっとやってくれるのも非常にいいんですが、ところどころに柳の木がいっぱいあって、川に垂れているところがありますね。その受益者というのかな、その近辺の田んぼの持ち主なんかも、俺に言えば切ってやってもいいと。ただ、持って帰るのは何だけれども、堤防に寝かせておくらいならできるんだぞという人たちがたくさんいますよ。そういう人たちが木切ってやろうかと言えば、駄目だと言われるんですね。河川法でしょうか。やらないでください。こっちで予算取ってやりますからと。予算取っていつのことやら。今言ったように、下のほうからやっていきます。じゃ上のほうはいつやるのよ。そのうちに木はどんどん大きくなってくる。切ってやると言っているんだから切らせればいいと思うんですよね。その辺は話したことないですか、県と。どうでしょう。

○議長（三浦専治郎君） 小保内建設整備課長。

○建設整備課長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、個人の方に切っていただくというのは、やはり危険性、川ですので危険な部分がございます。今、川村議員がおっしゃったことも含めまして県のほうに相談しながら要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうも、危険だということね。切ってくれるというくらいの人だったら大体そんなこと考えてないんですよ。だから黙って切ったときには許していただければ最高にいいことなんだけれども。それを見て、駄目ですよと来るともう大変なことになるんじゃないかなと思います。県のほうに要望しながら相談してその辺も解決するように、ひとつよろしく願いしたいと思います。

キンコンカンといっているから早めにいきます。

大雨も、今の線状降水帯というのは、集中豪雨がば一っと来るんでね、その辺も考えなが

ら対処していただければと思います。

次に、Jアラートの発令された際の町としての対策はいかに考えているか、これも先ほどの国の問題ですが、御答弁いただきました。

このJアラートというのは本当に国が発令するわけですが、対処するのは町なんですよ。各自治体なんですよ、これは。責任は国にあるわけでもなし。ただ、緊急情報として流すのは国であり気象庁であり。ですから、この情報が入った時点でどう対処して、どういうふうにするかというのは自治体の考え方なんですよ。ですから、そこをやはり事前に、Jアラートが鳴る前に、普段からこうしよう、こうなったときはこうしようか、そういうたたき台みたいなものを製作して、Jアラートが鳴ったらこうするんだというふうなことをつくっていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

国のほうではJアラートが吹鳴された場合に取りべき行動を一枚のチラシのようなもので出しておりますので、広報に掲載するとか、防災訓練のときに参加者に配付するとか、その辺のところは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） いや、本当にたたき台は国として出しているようですけれども、地元としても、何かこの辺は安全かなとか、この辺は大丈夫なのかなとかというふうな地理的なものもあると思うんで、その辺も考慮しながら考えていただければなと思います。

ちなみに、どこだっけ、与那国島、沖縄ですか、あそこ今、このJアラートのたびに弾道ミサイルが飛んでくるかもしれない、じゃシェルターを造りましょうというんで、シェルターを造る予算を掲げて、今それを計画しているところだと思います。そういうふうなところもあるんです。ですから、シェルターまでいっては大変なことだと思うんですが、例えば弾道ミサイルの場合は、地震とか何とかなる場合はいきなりで終わっちゃうんだろうけれども、弾道ミサイルの場合も多分どうにもならないのかな。例えば窓際には寄らないようにとか、窓が、そういう部屋がなかったら畳を起こすとか、そういう一つの、こういうところではこういうことが防御になりますよとか、こういうところではこういうのが防御になりますよとかというふうなものも一つの避難方法として掲げてあればいいのかなと思うんですが。

まず、基本、国の政策というか緊急報道ですから、報道に対して私たちの町は私たちが守

らななきゃならない、そう思っていますので、何とかそういうふうなこともちょっと考えて、別なことも加味しながら入れて、報道していただければと思います。どうでしょう。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

先ほど私が答弁しました国のほうのチラシでは、屋外にいる場合、それから近くに建物がない場合、屋内にいる場合、この3つに取るべき行動の内容を書いておりますので、再度こちらのほうを周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） はい、よろしく願いいたします。

最後に、温暖化による熱中症特別対策が閣議決定されて、これも先ほど町長の答弁にありました。まずは避難先を何とか確保しておいてやりたいなと思うんですが、五戸の場合は、熱中症から避けるのはどこがいいと思っていますか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

先ほど町長が答弁しましたクーリングシェルターのことかと思いますが、一応は公共施設を指定する予定としております。

例えば公民館とか図書館とか、あとはスポーツ交流センターとか、その辺の公共施設のほうを指定したいと思っています。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） はい、そうなるでしょうね。町として管理しているところというのは。じゃ、町なかにいる人たちは大概まだ歩ける人もいますよね。車に乗らなくても。ところが、ずっと町外れのほうにいて、ちょっと店やっていた、やめた、息子は出て行って誰もいない、独り暮らしだという人たちは大変ですよ。こういうの当てはまるのはそういう方々ですよ。その図書館さ行け、公民館さ行け、スポーツ交流センターさ行け、と言ったって行けるはずがないですよ、この人たち。そこら辺を少し考えてもらえればと思うんですが、五戸の場合はそう簡単に暑くならないのかなと思うんですがね。東京とか行くとそれで死んでる人いるからね。その辺も考えて、何とかもう少し近いところに集めてタクシーでぐるっと回って連れていくとか、そういうふうなことも考えていませんか、どうでしょう。

う。

○議長（三浦專治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

先ほどの熱中症対策実行計画の中では、それぞれの担当する省庁がそれぞれの担当する部署の方にいろいろと例えば対策を取るように指示しております。農林水産省では農業従事者の方に。厚労省では高齢者の方に。一応そういうふうな、あとは文部科学省では学校現場、スポーツ現場、等になっておりますので、そちらの内容のほう確認しながら一応対策は個人で取っておくのが一番だと思いますけれども、一応基本はそこを基本にちょっと考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三浦專治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） はい、ありがとうございました。

何と言ったって、弱者は救わなきゃならない立場にあると思いますので、国がこうだからあだからじゃなくて、町としても自治体としても、それに準じながら手を伸べられるところは率先して手を伸べてあげて、助ける命があったら助けてやるんだというところに向けて動いてほしいと思います。

本当にいろいろ懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。どうぞ御努力のほどお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦專治郎君） これをもって、「一般質問について」を終結いたします。

○議長（三浦專治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時09分 散会

議 事 日 程 第 3 号

令和5年6月20日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第64号 財産の取得について
(第2分団消防ポンプ自動車(CD-I)購入)
(町長提出、提案理由説明)
- 第 3 議案第65号 教育委員会教育長の任命について
(町長提出)
- 第 4 議案第66号から議案第84号まで 農業委員会委員の任命について
(町長提出)
-

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第64号 財産の取得について
(第2分団消防ポンプ自動車(CD-I)購入)
(町長提出、提案理由説明)
- 日程第 3 議案第65号 教育委員会教育長の任命について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第66号から議案第84号まで 農業委員会委員の任命について
(町長提出)
-

○ 出席議員 15名

議 長	三 浦 専治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	高 奥 浩 明 君	5 番	柏 田 匡 智 君
6 番	川 崎 七 洋 君	7 番	鈴 木 隆 也 君
8 番	大久保 和 夫 君	9 番	豊 田 孝 夫 君

1 0 番	大 沢 義 之 君	1 1 番	尾 形 裕 之 君
1 2 番	松 山 泰 治 君	1 3 番	川 村 浩 昭 君
1 4 番	古 田 陸 夫 君	1 5 番	中 川 原 賢 治 君
1 6 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 1名

4 番 和 田 智 也 君

○ 事務局出席職員氏名

参事・事務局長 舛 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君
 事務取扱

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大 久 保 均 君
参事・総務課長 事務取扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 事務取扱	手 倉 森 崇 君
総合政策課 政策調整室長	中 里 誠 君	参事・財政課長 事務取扱	竹 洞 晴 生 君
税 務 課 長	小 野 寺 克 仁 君	参事・福祉課長 事務取扱	志 村 要 君
介護支援課長補佐	佐 々 木 衛 君	健康増進課長	川 村 豊 君
住 民 課 長	赤 坂 和 浩 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
建設整備課長	小 保 内 一 典 君	参事・都市計画課長 事務取扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教 育 委 員 会 教 育 長	澤 田 尚 君	参事・教育課長 事務取扱	高 嶋 伸 治 君
農 業 委 員 会 会 長	岩 井 壽 美 雄 君	事務局次長	大 沢 直 明 君
選挙管理委員会 委 員 長	齋 藤 正 榮 君		

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（64） 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「報告第4号から報告第7号まで並びに議案第56号から議案第63号まで」の12件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第56号から議案第63号まで」の8件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第56号から議案第63号まで」の8件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第56号から議案第63号まで」の8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第56号」は承認することに、「議案第57号から議案第63号まで」の7件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」は承認することに、「議案第57号から議案第63号まで」の7件は原案のとおり可決することに決定されました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「議案第64号 財産の取得について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 議案第64号は、財産の取得についてであります。

消防ポンプ自動車（CD-I）購入に当たり、指名競争入札の結果、最低価格入札者である株式会社八戸鉄工所と3,498万円で売買契約を締結するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村議員。

○13番（川村浩昭君） これは、指名入札で一番最低の価格だから、入札がここに落札したということですが、使用する分団の要望等はこの中に入っているのでしょうか。

例えば、今、八戸鉄工ですから、これは日機の車ですか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

この入札に当たりまして、事前に分団とは協議をしておりますし、この後、細部につきましてもまた再度分団と、あとは落札業者八戸鉄工所と三者で打合せをして購入したいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村議員。

○13番（川村浩昭君） 分かりました。極力使用する人たちの要望を取り入れていただきたいし、どんなすばらしい機械でも使用する人によってその性能を発揮するかしらないかが決まるものですから、使いよく、整備してほしいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第64号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第64号」を採決いたします。
お諮りいたします。

「議案第64号」はこれに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は原案のとおり可決することに決定しました。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「議案第65号 教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第65号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第65号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第65号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」は原案のとおり同意することに決定しました。

[教育委員会教育長 澤田 尚君 入場]

○議長(三浦専治郎君) 日程第4「議案第66号から議案第84号まで 農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

「議案第66号」を議題といたしますが、地方自治法第117条の規定により、岩井壽美雄農業委員会会長の退場を求めます。

[農業委員会会長 岩井壽美雄君 退場]

○議長(三浦専治郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第66号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第66号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第66号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第67号」を議題といたしますが、地方自治法第117条の規定によって、中川原賢治議員の退場を求めます。

〔15番 中川原賢治議員 退場〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第67号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第67号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第67号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第67号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第67号」は原案のとおり同意することに決定しました。

〔15番 中川原賢治議員 入場〕

○議長（三浦専治郎君） 次に、「議案第68号」を議題といたしますが、地方自治法第117条の規定によって、柏田匡智議員の退場を求めます。

〔5番 柏田匡智議員 退場〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第68号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第68号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第68号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第68号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 尾形議員。

○11番(尾形裕之君) 不同意。

○議長(三浦専治郎君) 御異議がありますので、「議案第68号」を起立によって採決を行います。

お諮りいたします。

「議案第68号」は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦専治郎君) 起立多数であります。

よって、「議案第68号」は原案のとおり同意することに決定しました。

[5番 柏田匡智議員 入場]

○議長(三浦専治郎君) 次に、「議案第69号から議案第84号まで」の16件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第69号から議案第84号まで」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第69号から議案第84号まで」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第69号から議案第84号まで」の16件を区分して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第69号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第69号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第70号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第70号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第71号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第72号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第72号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第73号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第73号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第74号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第74号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第75号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第76号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第77号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第78号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第78号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第79号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第79号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第80号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第81号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第81号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第82号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第82号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第83号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第83号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第84号」は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第84号」は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(三浦専治郎君) 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔閉会中継続調査申出書 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第32回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和5年度一般会計補正予算をはじめとする議案につきましては、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして誠にありがとうございました。

本日までの1期4年間は議員皆様方には大変お世話になりました。世界のいかなる変化の状況下においても町民皆様の安心な暮らしと健康、命を守るため、そして地域の産業や文化、経済活動を確実に次世代へと守りつなぐために、引き続き次の4年間、誠心誠意力を尽くし続けることをお約束いたします。議員皆様の御指導と御鞭撻をお願いいたします。

以上、申し上げます、お礼の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これにて五戸町議会第32回定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 三 浦 專 治 郎

会議録署名議員 豊 田 孝 夫

会議録署名議員 大 沢 義 之

会議録署名議員 尾 形 裕 之